

令和4年第5回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和4年8月31日第5回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	菊 地 衛	8 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の出席議員（ 15 名 ）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	菊 地 衛	8 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
16 番	伊 藤 竹 文		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

15 番 森 鉄 也

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 阿 部 和 久 次 長 加 藤 潤
班 長 兼 副 主 幹 今 野 真 深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 市 川 雄 次 副 市 長 本 田 雅 之
総 務 部 長 佐々木 俊 孝 企 画 調 整 部 長 佐 藤 喜 仁
（危機管理監） （地方創生政策監）

市民福祉部長	須田美奈	農林水産部長	池田智成
建設部長	原田浩一	商工観光部長	斎藤和幸
教育次長	畠山真姫子	消防長	阿部光弥
会計管理者	土門好子	総務課長	斎藤邦
総合政策課長	高橋寿	財政課長	斎藤真紀
監査委員	須藤金悦		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和4年8月31日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第5号 専決処分の報告について（専決第10号）
- 第5 報告第6号 専決処分の報告について（専決第11号）
- 第6 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第7 議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第8 議案第61号 にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第62号 にかほ市過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第63号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第64号 にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第65号 訴えの提起について
- 第13 議案第66号 にかほ市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第14 議案第67号 令和3年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第68号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第69号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第70号 令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第71号 令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第72号 令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第73号 令和3年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第21 議案第74号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について

- 第22 議案第75号 令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）
について
- 第23 議案第76号 令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）
について
- 第24 議案第77号 令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第78号 令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第26 議案第79号 令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第27 議提第9号 事務検査に関する決議について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和4年第5回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、須藤代表監査委員に出席いただいております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、6番齋藤聡議員、7番菊地衛議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。本日、15番森鉄也議会運営委員長が欠席のため、代わって11番佐々木孝二議会運営副委員長より報告を求めます。11番。

【議会運営副委員長（11番佐々木孝二君）登壇】

●議会運営副委員長（佐々木孝二君） 去る8月24日、議会運営委員会を開催し、9月定例会、その他について協議いたしましたので、内容を報告いたします。

9月定例会への提出案件は、報告3件、人事案件1件、条例の改正4件、決算認定7件、補正予算6件、その他2件、計23件であります。また、今回上程する陳情は2件で、一般質問は7人となっております。

お手元の日程案をご覧ください。

会期日程は、本日8月31日から9月22日までの23日間とし、本日の本会議、9月1日、2日の2日間を一般質問とし、質問者は、9月1日4人、2日を3人といたします。ただし、会議規則第51条第4項の規定により、通告者が議場にいないときは、その通告の効力を失うため、9月1日、一

般質問通告者の15番森鉄也議員が欠席となることから、9月1日の質問者は3人となります。9月5日から8日までを議案調査日としまして、9日に議案質疑、議会等付託、予算特別委員会及び決算特別委員会の設置を行い、当日から21日までを委員会とします。9月9日から土日を挟んで14日までを事務検査ができる期間として、本日、議提第9号事務検査に関する決議を提出の上、質疑、討論、採決を行います。9月22日は本定例会の最終日となり、本会議において討論、採決等を行います。

なお、議案第60号人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件ですので、申し合せにより本日、質疑、採決を行います。採決は、起立採決といたします。

その他といたしまして、次のとおり決定しましたのでご報告いたします。

- ①本日、本会議終了後、正副議長・正副委員長会議を開催します。
- ②9月1日木曜日、本会議、一般質問終了後、議会改革推進会議を開催します。
- ③9月2日金曜日、本会議、一般質問終了後、広報広聴委員会を開催します。
- ④議案に対する質疑通告の締め切りは、議案質疑2日前の9月7日水曜日の午前9時となります。
- ⑤9月9日金曜日、本会議、委員会付託等の後、午後1時30分より、議場で映画「めぐみへの誓い」上映会を行う。以上です。

なお、新型コロナウイルス感染症についてご報告いたします。

議員の議場内での発言は、マスクを着用したまま演壇で行うことを議会運営委員会で決定しておりますので、ご協力をお願いいたします。以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営副委員長に対する質疑を終わります。お諮りします。会期は、議会運営副委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営副委員長の報告のとおり、本日から9月22日までの23日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。

議提第9号事務検査に関する決議については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日、提案理由の説明終了後、本会議において質疑、討論、採決を行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私から市政について報告をさせていただきたいと思っております。

まず、市政報告に先立ち、にかほ市名誉市民巴徳雄氏のご逝去について申し上げます。

去る8月22日、にかほ市名誉市民である巴徳雄氏のご逝去されました。

故人のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、衷心より哀悼の誠を捧げたいと思います。

故人は、長年にわたり仁賀保町長として、地方自治の進展と町政の発展に尽力され、にかほ市の礎を築かれるなど、市政の進展に偉大な功績を残されました。

ここに、改めて、ご生前のご功績に対し、深く敬意を表しますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます、故人のご遺志を深く受け止め、にかほ市の発展に邁進していく所存であります。

次に、最近の市政について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症に関して、県内では7月5日より発生報告が上昇に転じ、7月26日には新規感染者数が1,284人に到達しております。

県ではこの感染拡大に対し、7月22日、感染警戒レベルを2に引き上げ、県民に徹底した換気の実施とクラスターの発生防止、基本的な感染防止策の実施などを要請しているところであります。

本市においては、7月13日に約1か月ぶりに新型コロナウイルス感染者が発生し、以後、ほぼ連日発生報告が続いております。これに対し7月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、現状を確認の上、県に準じて徹底した換気の実施などを市民に要請しております。

市民の皆様には、換気などご負担をおかけいたしますが、重症化リスクの高い高齢者への感染防止や、各種事業所・施設等でのクラスターの発生を防止するため、十分な対策を重ねてお願いしたいと思います。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

2月下旬から開始しておりました3回目の接種、いわゆる「追加接種」については、集団接種を5月までで一旦終了しましたが、市内の3医療機関での個別接種は、現在も引き続き実施していただいております。

4回目の接種につきましては、3回目のワクチン接種から5か月が経過した60歳以上の方と、18歳以上で基礎疾患を有する方が対象であったことから、7月18日から予約の受付を開始し、8月1日からスマイルでの集団接種を開始したところであります。

7月に入り、新規感染者が急速に増加していることから、重症化リスクが高い方々に対してサービスを提供している医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者も対象者として拡大されております。

国では、今後オミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に基づく予防接種に位置づけるとし、「特例臨時接種期間」を9月30日から延長する方向で検討されております。各自治体においては、その実施に備えた体制を整備することを指示されていることから、実施に係る補正予算案を今定例会に提出しております。

次に、大雨による農林水産業被害についてであります。

8月上旬から中旬の大雨による本市の農林水産業被害の状況は、農業関係については、8月24日

時点で、大豆0.91ヘクタール、そばが21.3ヘクタール、キャベツが1.48ヘクタールが冠水などの被害を受け、農作物被害額は約300万円となっております。

被害は時間の経過とともに推移しますので、国・県の復旧・支援対策事業を注視しているところであります。

林道及び漁港関係については、特に被害はありませんでした。

次に、普通交付税についてであります。

今年度の普通交付税は、53億2,257万5,000円と算定され、前年度確定額に対して1億607万4,000円、1.95%の減となっております。また、臨時財政対策債は、前年度に比べ1億7,609万円、61.8%と大幅に減少しており、これらを合わせた実質的な交付額では、2億8,216万4,000円の減となっております。

交付額の決定に伴う歳入の補正予算案を今定例会に提出しております。

次に、市内の経済状況についてであります。

4月から6月の景況調査では、依頼した75社のうち81.3%に当たる61社から回答がありました。前年同期と比較して「好転」が32社、「横ばい」が17社、「悪化」が12社と、全体としては好転が続いております。

業種別に見ますと、飲食・宿泊業では、前年同期比で「好転」が5社に対して「悪化」が3社となっており、県のプレミアム飲食券事業や市の飲食応援消費還元事業の事業期間であったことから、好転の兆しが見られますが、今後の感染状況の影響が懸念されるところであります。

小売・サービス業では、前年同期比で「好転」が6社、「横ばい」が4社、「悪化」が4社で、前年に比べて景況は悪化しつつあります。しかし、おでかけレストラン事業の商品券が8月に市内で利用されることによる景況の変化に注視しております。

建設業では、前年同期比で「好転」が3社、「横ばい」が4社、「悪化」が1社で、D I値は25.0%となっており、好調さが続いております。

主力の製造業は、「好転」が13社、「横ばい」が6社に対し、「悪化」が4社となっており、材料費やエネルギー費高騰の影響はあるものの、全体としては好調な企業が多く、業況は堅調さを維持しております。

次に、若者支援住宅の整備についてであります。

6月定例会において補正いたしました、P F Iアドバイザー業務については、7月末に委託契約を締結し、今後、より精度の高い「要求水準書」を整えられるよう、調整を進めております。

要求水準書の作成に関しての法令等との照合や、まちづくりとして整備していく観点から、各種協議・調整が必要であること、また、昨今の原油価格の高騰や物価高を受けて、市場の動向を踏まえながら詳細な状況把握が必要であることから、整備事業本体の債務負担行為の設定を12月定例会に提案できるよう、業務を進めてまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

令和4年度のふるさと納税は、7月末時点で件数が7,398件、寄附額は前年度比14%減の1億1,504万5,000円となっております。

返礼品のバリエーションの充実や、寄附者に対する迅速かつきめ細かな対応はこれまでも心掛けて取り組んできており、複数回の納税者、いわゆるリピーターの数は確実に増加していることから、新規顧客の数が減少していると分析をしております。

例年、年末に寄附者が増加傾向にありますので、既存商品のブラッシュアップや時節のニーズを捉えた新規返礼品の開発に取り組み、更なる寄附の増加に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、移住・定住の促進に向けた取り組みについてであります。

7月23日に「新・農業人フェア」、翌24日に「東北移住&つながり大相談会」が東京都内で開催され、首都圏在住の移住希望者へにかほ暮らしの魅力をPRすることを目的に、本市からブースを出展しました。

特に「新・農業人フェア」では、高校生から高齢者まで15人の方々から就農等に関する個別相談を受けており、本市の主要作物の紹介や支援策等を丁寧に説明するなどして、参加者から好感触を得たところであります。

9月と10月にも首都圏での移住イベントが開催される予定であり、引き続き本市への移住をPRしてまいります。

また、今年度に入り、移住に関する動きが活発化しております。昨年の4月から7月までの4か月間の移住希望者登録数が13件だったのに対し、今年度は9月時点で20件となっており、現在も移住相談が多く寄せられております。今後の移住者の増加が期待されるところであります。

また、移住者の住居について、移住希望者のニーズに見合った賃貸住宅や空き家の確保が難しい状況となっております。移住者の中には、テレワーク移住や二拠点居住など、ウイズコロナを反映した多様な移住スタイルも見られますので、今後も空き家の掘り起こし等に取り組んでまいります。

あわせて、移住者の方に寄り添うことが大切であることから、3人の移住リエゾンによる子育ての相談や街並みの案内などのほか、地元での定住イベントの開催や情報発信についても引き続き精力的に実施してまいります。

次に、にかほ市飲食応援消費還元事業についてであります。

市内飲食店での店内飲食や、テイクアウト等により飲食店を応援する「おでかけレストラン・おうちでレストラン」は、6月30日でスタンプ押印を終了し、本日8月31日で還元商品券の使用を終了いたします。

8月25日時点で、スタンプカード2万4,320枚を受け付けており、参加した市内飲食店においては、全体で1億5,761万円以上の売り上げにつながっております。なお、利用された市民等への還元商品券の発送総額は、7,296万円となっております。

次に、にかほ市運送業等事業継続支援事業についてであります。

原油価格の高騰が経営に及ぼす影響が特に大きい運送業者等に対し、1事業者当たり最大300万円の支援金を給付する運送業等事業継続支援事業について、申請受付は10月末までとなっておりますが、8月25日時点で、4事業者へ合計474万3,000円を給付しております。

次に、市内の雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、今年4月末時点では1.24倍、その後さらに2か月連続

で上昇し、6月末現在では1.36倍と前年同期比で0.22ポイント上昇しております。

電子部品・デバイス製造業の求人が高い水準で推移していることがその要因となっている一方で、事務職の有効求人倍率は0.74倍、建設・土木分野の有効求人倍率6.34倍となるなど、職種による偏りも生じております。

全体的として高い有効求人倍率を維持しておりますが、原材料費の高騰などによる景気の落ち込みが懸念されることから、雇用状況についても引き続き注視してまいります。

次に、高校生の就職状況についてであります。

来春の高校卒業予定者に対するハローワーク本荘での受付状況は、6月末現在、求人数が前年同期比で36人増の417人、求人を提出した事業所は7社減の81事業所となっております。

一方、管内の高校卒業予定者709人のうち就職希望者は263人となっており、前年とほぼ同水準の37%程度となっております。

就職希望地は県内が4人増の233人、県外は16人減の30人となっており、県内就職希望率は88.6%、前年比5.3%増で、前年より高くなっております。

県内就職希望率が高くなった要因として、秋田労働局では、コロナ禍の影響により、県内企業に目を向ける機会が増えたことを挙げており、また、管内の高校の進路指導の先生からは、「コロナ禍の影響もあるが、地元大手企業の求人が増えたことも大きいのでは」との声もありました。

次に、若者の地元定着についてであります。

7月14日に、ハローワーク本荘、由利地域振興局、由利本荘市等との共催により、由利本荘市のナイスアリーナを会場に本荘由利管内の高校3年生を対象とした「高卒求人情報説明会」を開催しました。参加した管内企業74社の人事担当者から、企業や求人に関する情報を得るなど、地元就職を目指す学生にとって貴重な機会となっております。

また、8月2日には、市内の小学生を対象に「夏休み親子職場見学会」を開催し、小学生の親子8人が市内5事業所を訪問して工場見学を体験しております。

さらに10月には、由利地域振興局との共催により、地元企業約20社が市内の中学校に出向いて2年生を対象とした「中学生と管内企業のふれあいPR事業」を実施する予定としております。

今後も市内企業の人材確保を支援するとともに、子どもたちに地元企業を知る機会を提供しながら、地場産業への理解を促進してまいります。

次に、TDK硬式野球部の都市対抗野球大会出場についてであります。

東京ドームで開催されました第93回都市対抗野球大会に、本市代表・TDKが3年連続、17回目の出場を果たしました。

新型コロナウイルス感染症を防止するため、市民応援団の募集は行いませんでしたが、市内でのパブリックビューイングを実施し、市主催の2か所及びTDK主催の1か所に、多くの市民が来場しチームを応援しました。

1回戦では一昨年優勝のHondaを3対2で破り、2回戦ではJFE西日本に4対0で快勝し、2006年以来の8強入りを果たしました。

準々決勝では豊田市代表・トヨタ自動車に0対3で敗れはしましたが、若さにあふれた全力プレー

と、「オール秋田」によるスタンドからの全力応援は、地域に感動と元気をもたらしただけでなく、全国に「TDKファン」、「にかほファン」を生み、今後の更なる躍進を期待させるものでありました。

次に、にかほ市防災行政無線強靱化事業についてであります。

現在、運用中の防災行政無線設備は平成23年度に導入したもので、老朽化による不具合も発生しております。

当該設備の更新のために昨年度基本設計を行い、年次計画によって更新作業を行うこととしており、当初予算にて今年度の更新作業分の実施設計を行っております。この実施設計に基づき、気象観測設備及び屋外カメラ設備などの更新を行うための補正予算案を今定例会に提出しております。

これらの設備更新により、より強靱で分かりやすく市民に情報が伝わる設備を構築し、有事における情報伝達の強化を進めてまいります。

次に、災害時におけるトレーラーハウスの提供に係る協定締結についてであります。

8月3日、災害発生時にトレーラーハウスを避難所などへ利用することを目的として、本市と株式会社カンバーランド・ジャパン及びナーシングホーム&リゾート株式会社との三者による災害協定を締結しております。

これにより、災害時に特に配慮が必要な妊婦や乳幼児などが、より安全・安心に避難できる体制整備に努めてまいります。

アウトドアアクティビティ拠点施設整備についてであります。

道の駅「象潟ねむの丘」での拠点施設整備の進捗状況ですが、敷地の造成工事を7月27日に発注しております。

主な工事内容は、地盤の切土や盛土、駐車場舗装の打ち換え工事であります。工事期間中においては、駐車場の一部が使用できないため、利用者の皆様へご不便をおかけすることになりますが、安全に十分に留意し、施工をしております。

また、6月定例会の市政報告でも述べましたが、施設建設工事費8億1,000万円と、これに付帯する費用に係る補正予算案を今定例会に提出しております。

次に、スケートボード施設の整備についてであります。

本整備事業は、特殊な業務であることから、設計・施工を一括して発注しております。

また、設計業務に当たっては、利用者の目線に立ちながら、意見や要望を可能な限り設計に反映させるために、受注業者と、数多くのスケートボード施設整備に関わってきた専門家の方、及び地元のスケートボード愛好者を交えたワークショップを7月8日に開催しました。

9月中には本格的に着工する予定ですが、あわせて安全の確保や管理のあり方について、今後も地元のスケートボード愛好者と協議しながら、多くの方々に喜ばれるスケートボードパークの整備を目指してまいります。

次に、象潟B&G海洋センター大規模改修工事についてであります。

8月12日に着工した大規模改修工事のため、象潟B&G海洋センターは休館としており、利用者の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、12月からの開館予定でありますので、ご理解をお願い

したいと思います。

主な工事内容は、屋根・外壁の補修、プール場内と更衣室の床面張り替え、プール缶体の塗装、施設内照明設備のLED化などです。

なお、この改修工事には、象潟B&G海洋センターがB&G財団から10年連続で特A評価を受けた特別措置として、3,000万円の助成を受けることが決定しております。

次に、先進的海洋センター整備事業についてです。

今年度の一般会計補正予算（第3号）に、老朽化した竹嶋潟のカヌー・カヤック艇庫の建て替えを核とした、竹嶋潟エリアの整備構想を作成するため、「先進的海洋センター整備構想支援業務」を専門的知見を有する事業者へ委託するための関係予算を計上していただいております。

その上で、受託事業者が作成した整備プラン案を基に整備構想を作り上げ、採択の難易度は高いものの、助成金額並びに助成率が極めて高い、B&G財団の新規助成事業「先進的海洋センター整備事業」への企画提案申請を行っております。

しかしながら、7月29日にB&G財団から一次審査の結果が通知され、残念ながら採択には至りませんでした。

財団側から通知された落選理由では、官民連携の仕組みや、初心者から上級者まで親しめる施設であることなどが高く評価された一方で、ソフトプログラムについて、年間を通した海との共生のプログラムの先進的要素が低く、計画が不十分とのコメントが付記されておりました。

当該助成事業の申請に当たっては、事業の趣旨や要件を分析した上で、先進性や実現可能性も高い企画提案書として申請していただけないかと、非常に残念な結果と捉えております。

最終選考では1件のみが採択されるとのことで、その結果はまだ公表されておませんが、今後それらも参考にしながら、今回作成した整備構想を基に、できるだけ有利な補助事業を活用するなどして、艇庫の建て替えを早期に具体化したいと考えております。

次に、子ども家庭総合支援拠点の開設と子育て支援課の移転についてです。

10月1日より子育て支援課内に、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図ることを目的に「子ども家庭総合支援拠点」を設置いたします。これに伴い、子育て支援課は9月20日に仁賀保庁舎から総合福祉交流センタースマイルに移転します。

あわせて、10月1日には県が運営する「児童家庭支援センター」がスマイル内に開設されます。これらにより、市民が相談しやすい環境を整えるとともに、今後は「子ども家庭総合支援拠点」と「児童家庭支援センター」が連携して、多様な問題に早期に対応し必要な支援・指導につながるよう取り組んでまいります。

なお、10月1日は開設会場であるスマイルにて、県主催の「オープニングセレモニー」と「記念イベント」が開催される予定であります。

次に、農産物の状況についてです。

今年の稲作については、田植え後に低温・曇天の日が続いたため、生育は若干遅れていましたが、6月は天候に恵まれ、7月以降は順調に生育している状況となっております。出穂は例年よりやや早く、草丈の高い状態からの倒伏がやや懸念されております。

現在、病害虫の発生は見られませんが、今後、カメムシ類の発生が予想されており、被害について懸念されております。

一方、野菜については、春先の好天が続いたため順調な生育となり、出荷量は前年より増加しております。

花きについても、春から順調に推移しており、小菊・りんどうの出荷は、8月中旬に最盛期を迎えております。

次に、一次産業支援事業についてであります。

コロナ禍の長期化及び世界情勢の大きな変化によって、農業・漁業の分野では、価格下落、原油高、物価高の影響を受け、安定的な経営が困難な状況にあります。

国や県でも各種の対策を講じていますが、本市としても独自の対策として、農業及び漁業の収入が50万円以上の方々を対象とした支援のほか、燃油価格の高騰の影響を大きく受ける漁業経営者を対象とした支援について、関係する補正予算案を今定例会に提出しております。

次に、ツキノワグマの捕獲についてであります。

6月以降、クマの目撃情報が多数寄せられ、市内数箇所に捕獲用の檻を設置したところ、竹嶋潟南東の林の中で、6月21日にツキノワグマの成獣1頭を捕獲・駆除しております。

その後も住宅地付近での目撃情報が寄せられていることから、市民への注意喚起を継続するとともに、にかほ幹部交番、消防署及び猟友会と連携し、情報共有やパトロールを実施しております。

今後は、緩衝地帯を設けるなど、野生動物の出没抑制の環境整備に努めてまいります。

次に、「トキとの共生を目指す里地」の選定についてであります。

8月5日、環境省から「放鳥は行わないものの、飛来したトキが生息できる環境整備を進める地域（トキとの共生を目指す里地）」として、本市が選定されました。

これは、佐渡に定着しているトキが本州等においても定着できるように、環境省と自治体が連携しながら、トキと共生する里地づくりを推進するものであります。

本市の自然環境と環境保全型農業への取り組み等が評価されたものであり、今後、佐渡市及び今回選定された地域等と連携して、生物多様性に配慮したトキと共生する里地づくりに取り組んでまいります。

次に、各種イベントの開催状況についてであります。

7月9日、10日に、観光拠点センターにかほっと協議会による「にかほっと夏まつり」が道の駅「象潟ねむの丘」で開催され、キッズダンスや超神ネイガーションなどのイベントを実施し、大変好評を得ました。

同じく7月16日には、2年ぶりに道の駅象潟「ねむの丘」を会場に天然岩ガキの炭火焼きをメインとした「にかほグルメマーケット」が開催され、約4,000人の観光客や市民の来場で賑わいました。

8月20日には、象潟海水浴場を会場に「第72回にかほ市花火大会」が3年ぶりに開催され、約3,000発の花火が夜空を彩り、観光客や市民へ感動と活力を与えてくれたものと思っております。

9月23日には、アウトドアアクティビティへの理解と普及を深めるためのイベント「にかほアウトドア体験塾」を株式会社モンベルと協同で、竹嶋潟周辺を会場に開催いたします。内容は、カヌー、

カヤック、eバイクやテントの設営体験などのほか、アウトドアと相性のよい「コーヒーセミナー」をUCC上島珈琲の協力により実施する予定です。

9月25日には、同じく竹嶋潟周辺を会場に、県内でカヌー体験等を開催しているNPO法人秋田パドラーズによる「トヨタ ソーシャル フェス 2022」が開催されます。水に親しみ、白瀬轟を通じて南極を学ぶ機会や、カヌー体験などを開催する予定であります。

このように、竹嶋潟周辺においては、スケートボードパークの整備、艇庫の改修など、アウトドアアクティビティを体験するエリア整備も計画していることから、今後もこうしたイベント等を随時開催しながら、アウトドアアクティビティの普及と市民の健康増進、誘客促進に努めてまいります。

次に、市内スポーツイベントについてであります。

生涯スポーツや競技スポーツ推進の一環として、今年度も各種スポーツイベントを開催しております。

7月3日に象潟体育館を会場に、秋田県車椅子バスケットボールクラブ所属で男子U23日本代表にも選ばれた、山崎泰誠選手などを招き、車椅子バスケットボール体験会を開催しました。市内小学生が参加し、全日本レベルのプレーに触れる貴重な機会となりました。

7月9日には、日本トップリーグ連携機構とにかほ市が主催する、地域密着型のスポーツイベント「ボールゲームフェスタ」をエスパーク★にかほで開催しました。

元ラグビー日本代表の大野均選手、元女子バスケットボール日本代表の三木聖美選手をはじめ、9名のトップアスリートを講師にお迎えし、園児から小学6年生までの約150人の子どもたちが参加し、各スポーツ種目の魅力に触れる貴重な機会となりました。

7月23日には、東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウンのリベリア共和国と交流会を行っております。

今回は、JICAリベリアフィールドオフィスの協力により、金浦中学校武道場とリベリアのスポーツ施設をオンラインで結び、リベリア共和国柔道連盟から約10人、本市からは、にかほ市柔道連盟、仁賀保高校、金浦中学校柔道部、金浦柔道スポーツ少年団など約30人が参加し、柔道をテーマに交流を行いました。交流会には、にかほ市ホストタウンサポーターの協力をいただき、スポーツを通じた国際理解や多様性、共存社会の理解につながったものと思っております。

9月25日には、ブラウブリッツ秋田との健幸プロジェクト連携事業の一環として、ブラウブリッツ秋田のホームゲームを観戦しながら、試合前のピッチで健康体操などを行う「健康バスツアー」の2回目が開催されます。

今回は、にかほ市民からチアダンス参加者を募集し、当日ブラウブリッツを応援する企画も新たに行うこととしております。

今後もスポーツイベントを通して、スポーツの習慣化や市民の健康増進に向けた取り組みを推進してまいります。

最後に、教育長の職務代理についてご報告をさせていただきます。

このたび、齋藤光正教育長が入院加療のため、令和4年8月1日から当面の間、教育長職務代理

者の佐々木郁子氏が法の規定に基づき教育長の職務を代理しております。また、事務局の指揮監督及び事務執行につきましては、市教育委員会の関係規則に基づき、職務代理者から委任を受けた教育次長がそれらの執行等に当たっておりますことを報告させていただきます。

以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育行政報告を行います。教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、最近の教育行政について報告いたします。

最近の学校の様子についてであります。

今年度は、夏季休業前から暑い日が続きましたが、体調を崩す児童生徒もおらず、予定どおり学習を進めることができました。また、7月23日から始まった33日間の夏季休業も無事終了し、8月25日から2学期を実施しております。子どもたちは感染予防対策を継続しながら、活気ある学校生活を送っております。

2学期は、9月上旬から10月下旬にかけて小・中学校の修学旅行、10月上旬には中学校の学校祭などの大きな行事を予定しております。子どもたち一人一人が充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き学校と連携を密にまいります。

また、今年度から配置された「ICT支援員」により、教員の個人研修や校内研修が充実し、授業におけるICT活用の日常化も進んできております。今後も学校訪問などを通じて、よりよい活用方法を働きかけてまいります。

次に、児童生徒による各種大会等の結果についてであります。

全国小学生陸上競技交流大会秋田県予選会において、男子5年100メートルで象潟小学校5年佐々木愛斗さん、女子6年100メートルで平沢小学校6年佐々木優月さんがそれぞれ第2位となりました。

また、県中体連総合体育大会において、仁賀保中学校サッカー部が準優勝、陸上競技では仁賀保中学校3年熊谷碧衣さんが女子4種で4位、水泳競技では象潟中学校3年須藤心愛さんが女子50メートル自由形、同100メートル自由形で4位となり、それぞれ東北大会に出場しております。

全日本吹奏楽コンクール秋田県中央地区大会では、仁賀保中学校、象潟中学校が金賞を獲得し、県大会に出場しております。

次に、にかほ市教育支援センター（適応教室）の設置についてであります。

市内の小中学校では、不登校の児童生徒が増加している傾向にあります。その対策として、令和5年4月に不登校児童生徒の居場所「にかほ市教育支援センター（適応教室）」を新たに開設し、社会的自立に向けて支援してまいります。場所は、にかほ市総合福祉交流センタースマイル内で、9月中旬に移転する子育て支援課や10月1日に開設する児童家庭支援センター、及び子ども家庭総合支援拠点などとの連携を図り、教育と福祉が融合した複合的な子育て支援体制を整備し、児童生徒や保護者の実情に応じた相談支援の充実に取り組んでまいります。

開設準備として関係する補正予算案を今定例会に提出しております。

次に、学校環境適正化検討委員会の設置についてであります。

今後の児童生徒数の減少を見据え、市内小中学校の教育環境を整備し、より充実した学校教育を実現するため、10月に学校環境適正化検討委員会を設置し、学校規模の適正化やこれからの小中学校のあり方について検討してまいります。委員構成は30人以内とし、学校関係者、PTA関係者、保育園・幼稚園関係者、有識者、市議会・地域の代表者などで構成することとしています。

10月から3月まで5回程度の開催を予定しており、学校のあるべき姿や、適正規模・適正配置に関する提言をいただくこととしております。

こちらも、設置のために必要な補正予算案を今定例会に提出しております。

次に、第38回奥の細道象潟全国俳句大会についてであります。

8月6日、道の駅象潟「ねむの丘」を会場として3年ぶりに通常開催いたしました。

子どもの部では、市内小・中学校7校から802句の投句があり、秋田県現代俳句協会幹事の齋藤みどり氏に選評をしていただきました。

一般の部では、全国各地の225人から450句の投句があり、現代俳句協会副会長の秋尾敏氏に講演及び選評をしていただきました。

子どもの部では、特選3句、秀逸10句、佳作15句、一般の部では、特選3句、秀逸15句、佳作30句を入選として授賞式を行いました。

特選句につきましては、今後1年間、蚶満寺境内の看板に掲載しております。

本市は、おくのほそ道紀行の目的地の一つであり、秋田県内唯一の芭蕉ゆかりの地として、伝統ある俳句大会を継続してまいります。

次に、青少年育成にかほ市民会議のリーダー研修会についてであります。

8月9日、市内3中学校の生徒会役員を対象に、リーダーとしての自覚を高めること、他校生徒との交流を通して連帯意識の高揚と資質の向上を図ること、ふるさとの魅力について学ぶことを目的に研修会が行われました。

午前の研修では、一般社団法人「ロンド」に協力をいただき、本市と夫婦町である松島町の中学生とオンラインでつなぎ、お互いのまちの魅力について情報共有を図るなど、3年ぶりの交流を行っております。

午後の研修では、仁賀保高校生徒会に協力をいただき、グループワークの中でリーダーとして自分たちは何を担うべきかを学びました。今後の生徒会活動に役立つ、大変有意義な内容となりました。

次に、市民文化祭についてであります。

今年度も、飲食部門、バザー部門、体験部門の開催は見合わせますが、感染予防対策を万全に行った上で、コロナ禍以前の通常開催に近い形で行う予定です。「発表部門」は、10月22日、23日の2日間の日程で、仁賀保勤労青少年ホームを会場に有観客による開催、「展示部門」は、10月28日、29日、30日の3日間の日程で、市内3公民館3体育館での開催とする予定です。

次に、木版画家池田修三生誕100周年事業についてであります。

6月4日から象潟郷土資料館では、記念企画展「暮らしを彩る木版画」を開催し、入館者数も順調に推移しています。市外においては、秋田県立図書館で6月16日から7月12日まで特別展示「池

田修三とふるさと秋田」を開催し、5,580人が来場しました。そのほか観光課との協力により、7月1日から9月25日までの期間で、秋田駅、秋田空港、にかほっと、郷土資料館を巡るスタンプラリーを実施しております。

今後は、秋の文化祭期間中に象潟公会堂をメイン会場とした「まちびと美術館」を開催し、あわせてオリジナルフレーム切手第4集の発売を予定しております。

次に、WRO Japan 2022 秋田県中央地区予選会についてであります。

7月31日、8月5日の両日、国際ロボットコンテストWRO（ワールド・ロボット・オリンピック）2022出場への第一歩となる秋田県中央地区予選会が、仁賀保公民館と仁賀保中学校においてそれぞれ開催されました。

この大会は、ロボット教材を用いた競技を通じて、子どもたちの創造性と課題解決能力を育成するとともに、全国大会、さらには国際大会への出場という夢と目標を目指し、挑戦する心を培うことを目的として、2010年から実施しております。

小学生部門には、本市及び由利本荘市の4校から9チームが参加し、中学生部門では、本市及び由利本荘市の4校から10チームが、また高校生部門では、秋田市内2校による1つの連合チームが参加して、組み立てたロボットを動かすプログラミング技術を競い合いました。

今回、各部門で優秀な成績を収められた仁賀保中学校と秋田高校・秋田高専の連合チームの2チームが、8月28日に静岡県浜松市で開催された決勝大会に出場しております。

次に、「南極・昭和基地ツアー」についてであります。

7月30日に、南極昭和基地の第63次南極観測隊越冬隊員と白瀬記念館を含む連携機関13か所をオンラインで結び、南極隊の活動を紹介する「南極・昭和基地ツアー」を開催しました。

当記念館では26名が参加し、隊員から昭和基地内部の紹介を受け、質問コーナーでは基地と会場双方向でやり取りを行い、交流を深めました。

次に、白瀬南極探検隊記念館の企画展についてであります。

「白瀬隊のペンギン」と題した企画展を7月20日から11月6日まで開催しております。

当時初めてペンギンを見た白瀬隊は、かわいらしいイラストと文章を書き残しており、それらの資料を展示しております。

また、仁賀保中学校の美術部が製作したイラストのスタンプラリーやペンギンの折り紙、「にかほっぺん」の塗り絵や白瀬・南極クイズなど体験型のコーナーを企画しております。

今後とも、展示やイベントを通して白瀬艦の功績やにかほ市の魅力を発信するよう努めてまいります。

●議長（宮崎信一君） これで市政報告を終わります。

所用のため、暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時05分 再 開

●議長（宮崎信一君） 会議を再開します。

日程第4、報告第5号専決処分の報告について（専決第10号）から日程第6、報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告3件及び日程第7、議案第60号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第26、議案第79号令和4年度にかほ市水道会計補正予算（第1号）についてまでの議案20件、計23件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、私から本定例会に提出させていただいております議案の要旨について朗読をさせていただきたいと思います。

まずは、報告第5号専決処分の報告について（専決第10号）についてであります。

これは、令和4年8月4日、金浦地内の店舗にて、消防職員の出勤中に建物に与えた損傷について、令和4年8月12日付で賠償額が決定し、地方自治法の規定により専決処分を行ったことから、同法の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号専決処分の報告について（専決第11号）についてであります。

これは、令和4年2月1日、象潟町横岡地内にて、職員が職務中に相手方所有の建物に与えた損傷について、令和4年8月16日付で損害賠償額が決定し、地方自治法の規定により専決処分を行ったことから、同法の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、一般会計等の令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

次に、議案第60号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

今野まり子委員が令和4年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を適任者と認め、候補者として推薦することについて、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。資料として履歴を添付しております。

次に、議案第61号にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第62号にかほ市過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備策を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第63号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

これは、にかほ市消防団員の減少に伴い、団員定数を減員するため、条例の一部を改正しようとする

するものであります。

次に、議案第64号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これも、にかほ市水防団員の減少に伴い、団員定数を減員するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第65号訴えの提起についてであります。

にかほ市が所有する土地の賃借人が未払い賃料の支払いに応じない上、契約解除後も工作物除去及び土地明け渡しに応じずに不法占拠を継続しているため訴えを提起しようとするもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号にかほ市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

にかほ市過疎地域持続的発展計画に新たな事業を追加し、変更することについて、関係法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号から議案第72号については、地方自治法の規定により、一般会計から農業集落排水事業特別会計までの令和3年度歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

初めに、議案第67号令和3年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額178億6,825万2,000円、歳出総額172億2,628万8,000円、翌年度に繰り越すべき財源2億1,863万円を差し引き、実質収支額は4億2,333万4,000円の黒字であります。

次に、議案第68号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額28億9,033万9,000円、歳出総額28億5,987万7,000円、実質収支額は3,046万2,000円の黒字となっております。

次に、議案第69号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額1億4,219万9,000円、歳出総額1億2,590万7,000円、実質収支額は1,629万2,000円の黒字となっております。

次に、議案第70号令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は3億4,437万4,000円、歳出総額は3億4,364万4,000円、実質収支額は73万円の黒字となっております。

次に、議案第71号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は11億9,394万6,000円、歳出総額は11億6,228万4,000円、翌年度に繰り越すべき財源が825万円を差し引き、実質収支額は2,341万2,000円の黒字となっております。

議案第72号令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額4億4,929万8,000円、歳出総額4億4,140万8,000円、実質収支額は789万円の黒字となっております。

次に、議案第73号令和3年度にかほ市水道事業会計決算認定についてであります。

地方公営企業法の規定により、令和3年度水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

収益的収入及び支出については、水道事業収益が6億2,892万406円、水道事業費用が5億8,649万113円、資本的収入及び支出については、資本的収入が5,892万5,543円、資本的支出が2億4,859万9,971円であります。

議案第74号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億1,950万円を追加し、総額をそれぞれ176億5,074万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税では、普通交付税が53億2,257万5,000円で確定したため、当初予算額との差額3億2,257万5,000円を増額しております。国庫支出金には、アウトドア拠点施設整備事業に係る地方創生拠点整備交付金のほか、一次産業支援事業などに係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、合わせて5億1,120万3,000円を計上しております。繰入金では、みらい創造基金繰入金、地域振興基金繰入金などを増額しておりますが、普通交付税や繰入金の確定などに伴う財政調整基金繰入金の減額調整などにより、合わせて9,897万3,000円を減額しております。市債については、アウトドア拠点施設整備事業、仁賀保庁舎改修事業、防災行政無線強靱化事業など、合わせて5億1,701万9,000円を計上しております。

歳出の主なものについては、総務費には、繰越金の確定に伴い財政調整基金積立金を増額するほか、仁賀保庁舎改修事業費や旧上郷小学校改修事業費など、合わせて3億6,448万2,000円を計上しております。民生費には、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の増額など、合わせて7,833万3,000円を計上し、衛生費には、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額など、合わせて1億5,648万5,000円を計上しております。農林水産業費には、農業者・漁業者の事業継続を図るための一次産業支援事業費7,493万円などを計上し、商工費には、アウトドア拠点施設整備事業費として施設建設工事費など8億2,958万8,000円を追加しております。土木費には、除雪費1億5,397万6,000円を追加し、消費費には、防災行政無線強靱化事業費1,050万円を追加しております。教育費には、学校適正化検討委員会の設置運営や不登校児童生徒支援に係る事業費を追加したほか、象潟運動広場改修工事費など、合わせて4,040万5,000円を計上しております。

次に、議案第75号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてであります。

これは、既定の歳入歳出予算にそれぞれ18万7,000円を追加し、総額をそれぞれ28億7,316万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、繰越金の確定により基金積立金を計上したほか、システム改修に係る関係予算を追加しております。

次に、議案第76号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ477万2,000円を追加し、総額をそれぞれ8,916万4,000円とするも

のであります。

補正の主な内容は、歳入の診療報酬を増額し、歳出に医療用機械器具のリース料を追加しております。

次に、議案第77号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,359万4,000円を追加し、総額をそれぞれ13億3,494万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、仁賀保地区における管路施設実施設計に係る関係予算を歳入歳出に計上していることであります。

次に、議案第78号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ364万8,000円を減額し、総額をそれぞれ4億8,303万1,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費の減額を行っております。

次に、議案第79号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の予定額に20万円を追加し、その総額を6億2,910万6,000円とし、収益的支出の予定額に62万1,000円を追加し、その総額を6億183万5,000円とするものであります。

資本的支出については、資本的支出の予定額に6,000円を追加し、その総額を2億7,245万5,000円とするものであります。

主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の調整となっております。

以上、議案の要旨についてご説明をさせていただきました。補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第5号について、消防長。

●消防長（阿部光弥君） 報告第5号専決処分の報告について（専決第10号）につきまして補足説明をいたします。

議案書1ページからになります。

内容につきましては2ページ記載のとおりでございますが、状況について説明をいたします。

令和4年8月4日午前4時29分、警備会社より、マックスバリュ金浦店にて自動火災警報器が鳴動しているとの通報を受け、4時33分に火災出動をしております。4時37分、現場到着し、建物内を確認すると、火炎、臭気等はなく、異常は確認できませんでした。受信機を確認し、発報箇所であると思われる店内を検索した結果、天井に直径1メートル程度の結露を確認しております。警備会社社員と受信機で復旧を試みるも鳴動を繰り返すため、詳細の確認が必要でありました。熱画像特殊装置で異常のないことを確認しておりましたが、店内からは火災自体を否定できないと判断しております。店内から天井裏を確認できる箇所がないため、到着した店員とともに事務所内にある点検口にはしごをかけ、天井裏を目視で異常のないことを確認しております。

今回の事件につきましては、点検口から確認の際に、点検口の枠の部分のアルミ枠に両手をかけ内部に入った際に、手の指で石膏ボードの天井に穴を開け破損させたものであります。

今回の内容を踏まえ、今後につきましては細心の注意を図り、共通認識として情報共有し業務に当たるよう、再発防止に向け周知してまいります。

報告第5号の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、報告第6号及び第7号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） 初めに、報告第6号について補足説明いたします。

議案綴りの3ページをご覧ください。

報告第6号は、物損事故について、令和4年8月16日付で示談が成立したことにより、4ページのように専決処分をしておりますので報告するものであります。

損害賠償の額は3万5,200円で、その相手方は専決処分書記載のとおりであります。

事故の内容は、令和4年2月1日午前9時30分頃、職員が職務中に象潟町横岡地内の個人宅において公用車を慎重に後退させていたものの、吹雪の荒れた天候の中ということもあり、相手方敷地内の車庫に接触してしまい、ブロック材の基礎部分の一部が欠ける損傷が生じたものであります。

今後におきましても、慎重な安全運転の遵守・励行をさらに徹底し、再生防止に努めてまいります。

続いて、報告第7号について補足説明いたします。

議案綴りの6ページ、別紙というものをご覧ください。

令和3年度につきましても、全ての比率において国の示す基準以下となっております。

初めに、1の健全化判断比率についてであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、どちらも実質収支が黒字でありますので、比率の数値はございません。

実質公債費比率は8.2%で、前年度比0.3ポイントの減少の良化となっております。

報告値は3か年平均でありまして、その基礎となる単年度比率は、令和元年度が7.48290%、令和2年度が8.50391%、令和3年度が8.67116%、前年度比率で0.167ポイントほど上昇しております。これは、令和3年度において元利償還金が微増したことなどが主な要因であります。3か年平均では0.3ポイントの良化となっております。

将来負担比率は52.2%で、前年度の72.2%と比較すると大きく20ポイント低く算定されております。

このように数値が低い、改善となった主な要因は、一般会計地方債残高の減少、そして下水道事業特別会計における地方債残高の減及び水道事業の経常利益の計上により、それぞれの特別会計への繰出見込み額が減少したほか、国の補正予算に伴って普通交付税が増額交付されたことによる標準財政規模が増加したことが、前年度から20ポイント改善している要因となっております。

次に、2の資金不足比率についてであります。

いずれの会計も資金不足は発生しておりませんので、比率数値の記載はありません。

令和3年度におきましても、いずれの比率とも右の欄に示している国の基準以下となっておりますので、本市財政は引き続き健全な財政状況を保っているところでございます。

補足説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） 議案第60号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第60号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、お手元に配付しております履歴書のとおりでありますので、補足説明はございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第61号及び第62号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） まず初めに、議案第61号にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律などにつきまして、育児を行う職員の職業生活及び家庭生活の両立をより一層容易にすることを目的といたしまして、育児休業の取得回数の制限緩和などの措置を講ずるための法改正がなされたところでございます。この法改正に伴いまして、本市の条例におきましても所要の規定を整備するため、その一部を改正しようとするものでございます。

議案綴りの9ページから11ページにかけてが条例の改め文となります。

初めに、9ページの第2条に係る部分でございますが、ここでは非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子どもが1歳6か月に達する日までにその職員の任期が満了することなどが明らかでない場合の規定が含まれております。改正案では、このうち、子どもの出生後8週間以内に育児休業をしようとする非常勤職員の要件を、子の出生日から起算して8週間と6か月が経過する日までにその任期が満了すること等が明らかでない場合とするという内容で取得要件を緩和するものでございます。

次の第2条の3及び第2条の4は、育児休業の期限に関する規定でございます。非常勤職員の育児休業の対象期間の上限につきましては、基本的に子どもが1歳6か月に達する日、または子どもが2歳に達する日と規定しておりますけれども、夫婦が交代で育児休業を取得する場合など、より柔軟な休業取得が可能となるよう要件を緩和するものでございます。

第3条につきましては、再度の育児休業をすることができる特別な事情に関する規定でございます。現行の規定では、育児休業の終了から3か月以上経過していることが必要となっておりますが、これを削除し、取得要件を緩和いたします。また、非常勤職員だけでなく任期つき職員につきましても、その任期の更新や継続任用時におきまして再度の育児休業の取得を可能とするものでございます。

以上の改正につきましては、別冊の提出議案説明資料に新旧対照表を載せておりますので、ご確認いただきたいと思います。

なお、改正後の条例は、今年10月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第62号にかほ市過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案綴りの13ページをご覧ください。

こちらに条例の改め文を記載しております。

この条例第2条は、課税免除の要件等を規定しているもので、その第1項では、償却資産に関する課税免除の要件を定めております。

この規定では、課税免除の対象とする業種や設備については、租税特別措置法の規定を引用し、また、資産の取得価格の要件については、租税特別措置法施行令の規定を引用しております。このほど、この租税特別措置法及び同法施行令が改正され、この条例で引用している法令につきまして、いわゆる項ずれなどが生じたため、この改め文のとおり条例を改正するものでございます。

なお、これによる制度上の変更等は全くございません。

この改正後の条例につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第63号について、消防長。

●消防長（阿部光弥君） 議案第63号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてにつきまして補足説明をいたします。

議案書は14ページをご覧ください。

にかほ市消防団員の減少に伴い、団員定数を現行の「540人」から実団員450人を勘案し、「460人」に減員するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第64号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 議案第64号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について、水防団につきましては総務部防災課が所管しておりますので、私の方から補足説明を申し上げます。

この条例の第3条におきまして、水防団長及び水防団員には、消防団の現有組織を直ちに当てると規定されております。すなわち、にかほ市消防団はそのままにかほ市水防団でありまして、団員の減少の状況につきましては、先ほど消防長が説明したとおりでございます。

議案綴りの17ページをご覧ください。

ここに記載のとおり、条例第2条、水防団の定員に関する規定につきまして、現行の「540人」を「460人」に改正しようとするものでございます。

なお、改正後の条例につきましては、今年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第65号及び第66号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは初めに、議案第65号についてであります。

議案書の18ページをお願いいたします。

この議案は、本市が賃貸借契約をした市有地に係る土地貸付料を滞納し、市からの再三にわたる納付の求めにも応じず、また、契約の解除後においても不法占有している状況であるため、工作物の取去、土地の明け渡し及び未払い賃料の支払等についての判決並びに仮執行の宣言を求めるため、訴えを提起するものであります。

1の当事者については、原告がかほ市で、被告となるべく相手方は、議案書記載のとおりであります。

2の請求の趣旨は、議案書、次の19ページ、別紙に記載の物件目録に掲げております。土地上に存在している、下段の工作物目録に記載の工作物等の取去及び当該土地の明け渡し(1)となります。

18ページにお戻りいただきまして、(2)では未払い賃料及び延滞金について、(3)では賃貸借契約を解除した後の賃料相当損害賠償金、それぞれの支払いについて、(4)では訴訟費用は被告の負担とする。この4点であります。

3の訴訟遂行の方針は、一つとして、弁護士を訴訟代理人に定め、遂行します。二つ目としては、判決の結果、必要がある場合は上訴する。そして、被告が上訴した場合または反訴した場合は応訴するといった方針により進めていくものであります。

議案第65号に関する補足は以上となります。

続いて、議案第66号についてであります。

議案書綴りでは20ページ並びに別冊の「**にかほ市過疎地域持続的発展計画(案)**」(令和4年9月変更)になります。

昨年、令和3年9月に議決をいただき策定した、にかほ市過疎地域持続的発展計画について、その一部に変更を加えるものであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び事務処理要領に基づいて、事業項目の追加や大幅な事業量増加に伴い、計画全体に及ぼす影響が大きい変更である場合については、あらかじめ知事との協議を行った後、議会の議決をいただくことになっております。このたびの計画変更については、いずれも令和4年度において過疎法に基づく手厚く有利な財政支援措置を活用しようと、それぞれ事業項目の追加を行い、過疎対策事業債対象事業の拡充を図ろうと変更を行うものであります。

この起債は充当率100%で、その元利償還金の70%相当額が普通交付税の基準財政需用額に算入される有利な起債で、また、ハード事業だけではなくソフト事業にも充てることができます。

変更箇所については、別冊の計画(案)の黄色で着色した部分となりますが、説明については提出議案説明資料で行いたいと思います。

説明資料綴りの変更箇所対照表の10ページから28ページにかけて、変更箇所を赤色表記にて示しております。15ページになりますが、15ページの移住・定住促進拠点整備事業について、16ページでは道路舗装補修事業で、18ページの橋梁整備事業について、それから23・24ページにかけてのシティプロモーション事業まで、七つの事業項目を追加しているほか、そのほか10ページから14ページにかけては、令和2年国勢調査の結果データの反映として各種の数値等を更新した箇所を表しております。また、県との事前協議では、8月5日に異議がない旨の回答をいただいております。この計画(案)が可決されますと過疎対策事業債による国の支援を受けることが可能となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

補足については以上であります。

●議長(宮崎信一君) 次に、議案第67号から第72号まで、会計管理者。

●会計管理者(土門好子君) それでは、議案第67号から議案第72号までについて、令和3年度一

一般会計・特別会計の決算概要を基に補足説明いたします。

初めに、議案第67号令和3年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について補足説明いたします。決算概要の2ページ、上段の(1)決算収支の状況をご覧ください。

令和3年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入が7.6%、歳出が9.0%、それぞれ前年度を下回っております。市長の提案説明にもありましたように、一般会計の実質収支は、区分E欄になりますが、4億2,333万4,000円の黒字となっております。その2行下、当該年度のみ収支を表す単年度収支G欄でも7,629万9,000円の黒字となっております。また、歳入歳出外に含まれている実質的な黒字要素であります財政調整基金への積立金4億3,035万9,000円、及び令和3年度にはありませんでしたが、起債の繰上償還金額、赤字要素であります財政調整基金、令和3年度にはなかった取り崩しを加えた実質単年度収支は、5億665万8,000円の黒字となっております。

次に、4ページをご覧ください。

歳入決算額を款ごとに前年度と比較したものです。上段を自主財源、下段を依存財源として区分しております。

歳入のそれぞれの主な増減要素について説明いたします。

自主財源のうち、18款繰入金55.5%の増加は、ふるさと納税特産品返礼事業やアウトドア拠点づくり事業、若者支援住宅整備事業の実施に伴うみらい創造基金繰入金の増加のほか、地域公共交通確保維持改善事業や情報教育ネットワーク整備事業による地域振興基金繰入金の増加が主な要因であります。

20款諸収入49.3%の減少は、ガス貸付元利金元利収入の皆減が主な要因であります。

また、依存財源のうち、9款地方特例交付金238.6%の増加は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額が主な要因であります。

14款国庫支出金40.7%の減少は、令和2年度の特別定額給付金事業に係る補助金が皆減となったほか、新型コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金の減額が主な要因であります。

21款市債19.6%の減少は、午ノ浜温泉浴室等改修事業や小・中学校空調設備整備事業の完了が主な要因であります。

次に、7ページをご覧ください。

歳出決算額を款ごとに前年度と比較したものです。

それぞれの主な増減要素について説明いたします。

2款総務費36.7%の減少は、特別定額給付金事業、旧青年の家解体事業の完了による大幅な減少などが主な要因であります。

3款民生費10.2%の増加は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、住民税課非税世帯等臨時特別給付金事業などの新規実施による増が主な要因であります。

4款衛生費4.6%の増加は、危険空き家解体事業が完了した一方、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増などが主な要因であります。

6款農林水産業費7.3%の減少は、元気な中山間農業応援事業の減少、メガ団地等大規模園芸拠点

整備事業、漁港インフラ長寿命化計画策定事業の終了による減少などが主な要因であります。

7款商工費6.2%の増加は、事業継続応援給付金、飲食施設経営維持支援等が大幅に減少したものの、ワーケーション推進事業、アウトドア拠点づくり事業、潮風公園トイレ改修事業、AR観光システム構築事業の増などが主な要因であります。

8款土木費6.3%の増加は、冬期間の大雪による除雪費、道路橋梁新型改良事業、市営住宅整備事業による増などが主な要因であります。

9款消防費24.0%の増加は、高機能消防指令センター等更新事業や避難路整備事業による増などが主な要因であります。

11款災害復旧費、大幅な増加は、凍上災害道路復旧工事や農業用施設復旧支援事業の増などが主な要因であります。

次に、議案第68号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

9ページをご覧ください。

令和3年度国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入では1.5%、歳出で2.2%、それぞれ前年度を上回っております。

次に、10ページをご覧ください。

歳入のうち、上段の(3)国民健康保険税の徴収実績では、合計欄の右から2列目になりますが、前年度に比べ収入済額は全体で0.2%の減となっております。一般被保険者の収入額及び退職被保険者等の収入額が減少しているのは、被保険者数及び退職被保険者数の減少が主な要因であります。

下段の(4)歳出の状況では、5款基金積立金は、前年度941万5,000円に対しまして、令和3年度は5,822万9,000円で、4,881万4,000円増加しております。これは、積立金の増加が主な要因であります。

次に、議案第69号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

11ページをご覧ください。

令和3年度国民健康保険事業特別会計施設勘定の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で65.7%、歳出で58.7%、それぞれ前年度を上回っております。歳入では、コロナワクチン集団接種に係る謝金や、発熱外来、診療体制確保支援補助金の増加が主な要因であります。また、歳出では、小出診療倉庫等改築工事の増加が主な要因であります。

次に、議案第70号令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

12ページをご覧ください。

令和3年度後期高齢者医療特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で1.0%、歳出で1.2%、それぞれ前年度を上回っております。これは、保険料の均等割額の軽減割合の変更による増が主な要因であります。

次に、議案第71号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について補足説

明いたします。

13ページをご覧ください。

令和3年度公共下水道事業特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で6.4%、歳出で6.5%、それぞれ前年度を下回っております。これは、公共下水道工事の減少に伴い、歳出委託費等の減が主な要因であります。

次に、議案第72号令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算状況について補足説明いたします。

15ページをご覧ください。

令和3年度農業集落排水事業特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で0.3%、歳出で0.8%、それぞれ前年度を上回っております。これは、歳出公債費の地方債元金償還額の増が主な要因となっております。

最後に、基金の保有状況について説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

一般会計及び特別会計の基金の保有状況を載せております。上段の財政調整基金、中段のみらい創造基金などは積み立てを増やし、地域振興基金は一般会計への繰入額を増やしております。

また、特別会計では、国民健康保険財政調整基金、国民健康保険診療所財政調整基金は積み立てを増やし、農業集落排水事業減債基金はそれぞれ会計への繰入金を増やしております。

表右下の現在高合計では、前年度出納閉鎖時と比べ約3億9,698万5,000円の増で、66億7,293万8,567円となっております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第73号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第73号令和3年度にかほ市水道事業会計決算認定について補足説明いたします。

決算書2ページ・3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出です。決算額は記載のとおりで、税込みの表示となっております。

収入の決算額は6億2,892万406円で、主なものは、給水収益を含む営業収益が5億3,442万6,744円で、全体の85%を占めております。

支出の決算額は5億8,649万113円で、主なものは、原水の取り入れから浄水設備、配水設備及び水質の維持のための営業費用が5億5,733万8,497円で、95%の割合となっております。

収支の差額はプラスの4,243万293円ほどとなりますが、実質的な損益については税抜きとなりますので、損益計算書で説明いたします。

次に、4ページ・5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。建設改良など将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入です。

収入の決算額は5,892万5,543円で、主なものは、企業債と高速道路建設事業に伴う水道管移設工事関連の負担金、旧簡易水道施設に係る借入金の元利償還分として一般会計からの支出金です。

支出の決算額は2億4,859万9,971円で、主なものとしまして、建設改良に係る水道施設管理装置

改良工事、施設内機器等更新工事、高速道路事業に伴う配水管入れ替え工事などが1億2,884万円ほどで、全体の52%となっております。

収入額が支出額に不足する額については、4ページの下段の記載のとおりでございます。

次に、9ページをご覧ください。

損益計算書です。これ以降は税抜きの表示となっております。

表の一番上の1の(1)給水収益4億6,851万9,991円は、前年度で2.8%、1,292万531円ほどの増収となっております。これは16ページの概要にもあるように、ウイズコロナへの対応から営業用、団体用、工業用、臨時用の使用量は増加していますが、人口減少等に伴う家庭用の使用量は減少していることによるものです。

令和3年度の営業利益ですが、下から3行目、当年度損失は1,255万1,506円の黒字決算となっております。これにより、一番下の当年度末処分利益剰余金は2億3,801万7,513円となっております。

次に、12ページ・13ページをご覧ください。

貸借対照表です。

12ページ一番下の資産合計及び13ページ一番下の負債資本合計が共に72億1,157万8,789円で、前年度比2.1%、1億5,759万6,280円ほどの減少となっております。工事等による固定資産の減価償却累計額が増加したことによるものです。

次に、15ページからは決算附属資料となっております。

飛びまして22ページをご覧ください。

水道事業のキャッシュ・フロー計算書です。

下から3行目、資金増減額ですが、水道事業の令和3年度における資金は2,010万5,659円の増加となり、一番下の資金の期末残高は7億7,125万2,228円となります。

次に、23ページからは損益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（宮崎信一君） 昼食のため、暫時の間、休憩をいたします。再開を1時10分といたします。

午後0時07分 休 憩

午後1時10分 再 開

●議長（宮崎信一君） 会議を再開いたします。

次に、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。須藤代表監査委員。

●監査委員（須藤金悦君） にかほ市監査委員の須藤でございます。監査委員を代表して、私の方から報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、一般会計・特別会計の意見書を開いてください。

表紙から2枚めくって、8月23日付、監発-15号の資料をご覧ください。

令和3年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付されました、令和3年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査をいたしましたので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

1 ページをお開きください。

審査の対象は、令和3年度にかほ市一般会計歳入歳出決算及び、ここに掲げてある五つの特別会計です。

審査の期間は、令和4年7月13日から8月19日まで行いました。

審査の方法は、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合のほか、それぞれ所管課の説明を聴取し、予算の執行状況の適否について審査をいたしました。

審査の結果及び意見。

審査に付された各会計歳入歳出決算及び決算附属書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳票類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務処理は、概ね適正に行われているものと認められました。

次に、6 ページをお願いします。

中段の7、むすびでございませう。

本市の令和3年度の財政状況については、一般財源の根幹をなす市税は、コロナ禍により市民税が3.3%減少したものの、風力発電設備の新設等、償却資産に係る固定資産税が2.6%増加したことなどにより、全体で0.5%増加しています。今後も、人口減少や景気の不透明感に加え、新型コロナウイルス感染症が与える経済活動への影響は大きく、大幅な税収増加は見込めない状況にあります。

地方交付税については、地方負担措置のための再算定が行われ、普通交付税が2億1,911万円追加交付されたことにより4.7%増となっています。特別会計を加えた市債残高については、258億5,572万9,000円で、一般会計の予算規模を上回り、財政運営は厳しい状態が続くことが予想されますが、令和2年度から実施しているコンビニエンスストア納付やスマートフォンアプリへの対応など、市税や使用料の納付方法を拡大し、納付者の利便性と期限内納付率の向上に努めていることや、財政調整基金に必要な積み立てを行うなど、将来を見据えた財政上の措置も引き続き講じることを望むものであります。

また、寄附金のふるさと納税は、延べ5万1,737件、9億1,704万円、43.5%の増加となり、過去最高となっています。繰入金は、ふるさと納税特産品返礼事業やアウトドア拠点づくり事業、若者支援住宅整備事業の実施によるみらい創造基金繰入金の増のほか、地域公共交通確保維持改善事業や情報教育ネットワーク整備事業の実施による地域振興基金繰入金の増等により、自主財源が前年度比で6.2%の増加となっています。

令和3年度は、財政調整基金を取り崩すことなく財政運営できましたが、今後も、コロナ禍等で市税収入への影響が避けられない状況にある中、安定した寄附金の確保に加え、企業版ふるさと納

税の取り組みを強化するなど、自主財源の創出が重要であると思われます。

こうした財政状況の中で、多様化する市民ニーズや地域課題を把握し、効率的で効果的に対応するためには、国・県の新たな方針、社会情勢、経済動向などの情報を的確に収集するとともに、真に必要な事業に財源を重点的に配分するなど、施策・事業全般の精査と継続的な見直しが効率的・効果的に行われるような行財政改革の推進が必要となってきます。

今後も引き続き、まちづくりの基本理念を踏まえ、市民と行政が共に知恵を出し合い、「第2次総合発展計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を積極的に推進し、人口減少の抑制、やりがいのある産業振興による仕事づくり、移住・定住、少子化対策など、市民が生き生きと笑顔にあふれ幸せを実感できるよう、また、「第4次行財政改革大綱」に基づき、事務事業の一層の効率化と職員一人一人の意識改革、能力向上に努め、最小の経費で最大の効果を発揮するよう、行政コストの削減に積極的に取り組み、将来に安心感を持てる持続可能な行財政運営の実現に向けて邁進されることを望むものであります。

次に、41ページをお願いします。

令和3年度基金運用状況審査意見です。

審査の対象は、令和3年度にかほ市奨学資金貸付基金ほか二つの基金です。

審査の期間は、7月13日から8月19日まで行いました。

審査の方法は、各基金の運用状況報告書の計数を預金証書、諸帳簿等により確認するとともに、関係職員の説明を求め、設置目的に従い、确实かつ効率的に運用されているかについて審査を実施しました。

審査の結果、各基金とも設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されており、計数は預金証書及び関係諸帳簿等と符合し、正確であると認めました。

次に、別冊となっております令和3年度公営企業会計の意見書をお願いします。

表紙から2枚めくって、8月23日付、監発-16の資料をご覧ください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました、令和3年度にかほ市水道事業会計決算及びその関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

1ページをお願いします。

令和3年度公営企業会計決算審査意見。

審査の対象は、令和3年度にかほ市水道事業会計決算です。

審査の期間は、7月13日から8月19日までです。

審査の方法。審査に当たっては、水道事業会計決算書等が地方公営企業法及びその他の関係法令に準拠して作成され、その計数は正確か、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合など、必要と認める審査を行いました。また、関係書類、帳簿について、関係職員から説明を求め、地方公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を行いました。

審査の結果及び意見。

審査に付されました水道事業会計の決算書、財務諸表及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠

して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符合し、正確であると認めました。

また、水道事業の経営状況及び財政状況を適正に表示していると認めました。

次に、9ページをお願いいたします。

6、水道事業のむすびです。

水道事業の経営状況は、総収益から総費用を差し引いた当年度純利益は、前年度543万6,000円の赤字から1,798万7,000円上回る1,255万1,000円の黒字となっています。

その要因は、人口減少等による家事用は減少していますが、主要な市内製造業の業績が好調なことに伴い、工業用の使用量が増加していることや、水道施設の突発的な修繕や漏水工事が想定よりも少なかったことなどによるものです。

令和3年度には、笹森クリーンセンター内に設置済みの監視端末装置及び管理サーバー装置と、横根浄水場、畑配水場、釜ヶ台浄水場に設置する監視子局装置とを接続し、施設監視、各種データの記録・保存及び帳票出力等の処理を自動的に行うシステムを構築しました。監視システムを構築改良することにより、市内各所の広範囲に点在する上水道施設設備の情報を親局のパソコンに集約することで、現場に向かわずに確認することができるようになり、異常が発生した場合においても早期に対応が可能となりました。

今後も更なる人口減少等による給水収益の減少や維持管理経費の増加が見込まれ、厳しい経営環境が想定されます。このことから、持続可能な水道事業を実現するため、新水道ビジョンを基に事業を進め、アセットマネジメント継続による将来を見据えた計画の下に、健全な経営、事業執行に努める必要があるとしております。

以上で報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第74号の歳入及び歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第74号の企画調整部関係の主な内容について補足説明いたします。

初めに、補正予算書の6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正についてであります。上段の天ヶ町・塚田2号線歩道整備事業1,180万円は、当該路線への歩道整備に関する測量設計業務について、合併特例債を、下の山根館線道路復旧事業350万円は、市道山根館線の道路損壊箇所の復旧工事に係る測量設計業務について、防災対策事業債の充当を追加するものであります。

下段の変更の表は、仁賀保庁舎改修事業、それから一つ飛んでアウトドア拠点施設整備事業及び五つ目の防災行政無線強靱化事業については、設計費を当初予算に計上したそれぞれの工事費の計上に伴い、限度額を変更するものであります。旧上郷小学校利活用事業については、建築基準法に適合させるための内装仕上げ等を追加改修するもので、その他の臨時財政特例債を除く事業については、それぞれの事業費の変更に伴い限度額を変更するものであります。臨時財政対策債は、発行可能額が1億870万円に確定したことから、当初予算との差額4,438万1,000円を減額するものであります。

続いて歳入についてであります。

補正予算書9ページをお願いいたします。

10款1項1目1節地方交付税3億2,257万5,000円の増額は、本年度の普通交付税の交付額が確定したことから増額補正するものであります。

補正予算書、次の10ページをお願いします。

14款国庫支出金2項1目1節総務費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,785万1,000円は、一次産業支援事業や公共施設等Wi-Fi環境整備事業など、本補正予算に計上したコロナ感染症対策事業に係る交付金を計上しております。

次に、11ページ中段の18款2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億3,569万1,000円の減額は、歳入歳出予算の調整により減額するものであります。その下、2目みらい創造基金繰入金3,507万8,000円の増額は、松くい虫被害対策事業、適応指導教室開設運営費、屋外運動施設整備等の教育環境整備事業などに、その下の3目地域振興基金繰入金164万円の増額は、集会施設整備費補助事業に充てるため繰り入れするものであります。

次の19款1項1目繰越金4億2,333万3,000円の増額は、前年度の実質収支が確定したことから計上したものであります。

12ページの21款市債につきましては、先ほどの第2表の地方債補正で申し上げたとおり、それぞれの起債額の追加及び変更でございます。

続いて歳出の補正内容についてであります。14ページになります。

2款1項2目財政管理費24節積立金2億1,166万8,000円の増額は、前年度の実質収支額の確定により、法の定めに従い2分の1を財政調整基金へ積み立てるもので、本補正予算後の財政調整基金の残高は、32億681万8,000円となります。4目財産管理費では、象潟庁舎関連計上分として10目需用費の修繕料169万8,000円のうち100万円、及び14節工事請負費には、漏水に伴う給水管入れ替え工事費分の庁舎関係工事費81万円をそれぞれ計上しております。9目企画費14節工事請負費の旧上郷小学校改修工事費1,850万円は、建築基準法に適合されるため、優先度の高い内装改修の対応工事や電気容量不足及び老朽劣化したキュービクルトランス設備の更新改修といった実施工種の増高分の計上であります。17節備品購入費75万2,000円は、無人航空機ドローン1台を購入するものであります。11目交流促進事業費の18節負担金補助及び交付金は、集会施設整備費補助金164万円は、集会施設敷地の法面補修やエアコン整備など五つの自治会に対する補助金であります。

企画調整部に関する補足説明は以上となります。

●議長（宮崎信一君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第74号の一般会計補正予算（第7号）中、総務部関係につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをご覧ください。

歳入15款県支出金2項1目1節総務費県補助金の説明欄、マイナポイント事業費補助金362万円につきましては、この後、歳出で説明いたしますマイナンバーカード普及事業費の財源となるもので、補助率は10割となっております。

11ページ下段をご覧ください。

20款諸収入の4項6目1節雑入、その説明欄の一番上、支障物件等補償費2,265万6,000円につきましては、市が設置しております光ファイバーケーブルの移設に係る国土交通省と民間の風力発電事業者からの補償金を計上しております。

次に、14ページをご覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、14ページ下段から15ページにかけましての1項12目情報管理費は、合わせて2,932万5,000円の増額でございます。このうち、10節需用費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料、合わせて362万円の増額は、マイナンバーカード普及事業といたしまして、市民等に対するマイナポイント設定支援体制の充実強化を図るため、設定支援員の派遣等に係る委託料、あるいは端末を配置するためのリース料を計上しております。11節役務費及び14節工事請負費のうち、15ページの説明欄一番下の庁舎Wi-Fi環境整備工事、そして17節備品購入費の中の一部、これら合わせまして293万6,000円の増額につきましては、象潟、金浦、仁賀保の3庁舎及び消防庁舎におきまして無線によるインターネット接続の環境を整備強化するための事業費を計上しております。14節の工事請負費のうち、14ページの説明欄の一番下、一般国土遊佐象潟道路工事に伴う光ファイバー移設工事930万1,000円並びに15ページの一番上、仁賀保高原風力発電所工事に伴う光ファイバー移設工事96万7,000円につきましては、前者は国土交通省、後者は民間の風力発電事業者が発注施工いたします工事に伴いまして、市が設置している光ファイバーケーブルを移設しようとするものでございます。

15ページ、17節備品購入費のうち650万1,000円につきましては、テレワーク、ウェブ会議の環境を整備するための事業費といたしまして、職員の使用するノートパソコンなどの購入費を計上しております。

飛んで31ページをご覧ください。

下段になります。9款消防費1項5目災害対策費でございます。これの1,110万円の増額のうち主なものにつきましては、14節防災行政無線強靱化工事1,050万円でございます。これは、強靱化事業の初年度といたしまして、屋外カメラと気象観測設備の更新工事を行うものでございます。

最後に38ページをご覧ください。

こちらは給与費明細書になります。今回の補正におきましては、各款項目におきまして人事異動に伴います人件費の組み替え、あるいは職員の昇格・昇給及び早期退職に伴います所要の補正並びに会計年度任用職員の任用状況等に応じた調整などを行っております。一般職の報酬、給料、職員手当及び共済費につきましては、上段の総括表の右側、合計欄のとおり合わせて2,782万7,000円の増額となっております。

総務部関係は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、議案第74号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民福祉部関係の主な内容について補足説明申し上げます。

初めに、歳入について補足説明いたします。

予算書は9ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金2節から8節の各負担金の増額は、令和3年度事業確定により追加交付されるもので、それぞれ増額補正しております。

10ページをご覧ください。

14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金1,506万3,000円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金は、歳出でも同額を計上しておりますが、令和4年度新たに住民税非課税世帯等となった世帯に1世帯10万円を給付する事業で、対象者確定により当初予算差額分の世帯分を増額するものです。補助率は、事務費合わせて10分の10となっております。

次に、11ページをご覧ください。

20款4項6目雑入の地域支援事業委託料742万5,000円の増額は、地域包括支援センターシステムを更新する更新事業に対する充当分となります。

次に歳出です。

14ページをご覧ください。

2款1項4目財産管理費12節委託料190万円は、仁賀保庁舎大規模改修工事に伴う設計管理と工事監理の委託費用です。14節工事請負費、仁賀保庁舎の改修工事費は、9,200万円です。

仁賀保庁舎は現在老朽化が進み、雨漏り等発生している状態で、長寿命化を目的として環境を整備するものです。内容としては、昭和51年建設以降、改修していなかった屋根の防水シートの張り替え、2階・3階のサッシの交換と、平成17年度に一度改修している外壁補修となっております。

17節備品購入費14万円は、仁賀保庁舎内配置換えに伴う窓口用カウンターを購入する費用です。

18ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費19節扶助費45万円は、行旅死亡人の火葬件数の増加に伴い増額補正するものです。22節償還金利子及び割引料101万1,000円の増額は、令和3年度の国庫負担国庫補助事業の実績による精算として、所要額に対する超過交付を返還するものです。

3款1項3目22節償還金利子及び割引料155万6,000円の増額は、障害福祉サービス給付費の令和3年度実績により超過交付分を返還するものとなっております。

3款1項4目地域支援事業費12節委託料、地域包括支援センターシステム更新委託料451万円及び19ページになります。3款1項6目地域包括支援センター事業費の12節委託料、地域包括支援センターシステム更新委託料649万円の増額補正は、現在使用しております地域包括支援センターシステムの更新に当たり、業務利用率により地域支援事業費と地域包括支援センター事業費に按分し予算計上するものです。

19ページをご覧ください。

3款1項7目福祉施設管理費です。10節修繕料30万円は、午ノ浜温泉の浴室出入り口の床材取り替え、非常放送設備及び火災報知器設備の修繕に係る費用を増額補正するものです。12節委託料20万円は、にかほ市介護予防拠点施設元気百歳館多目的研修室の改修工事設計委託料を増額補正するものです。14節工事請負費、午ノ浜温泉キュービクル上屋設置工事314万8,000円の減額は、精査の

結果、設置しているキュービクルがステンレス製で耐炎塗布装された屋外仕様となっており、上屋を設置せずとも耐用年数を確保できるものと判断し補正するものです。午ノ浜温泉排水口取り替え工事57万円の増額は、浴室出入り口の床材の腐食防止として浴室出入り部の排水口を拡張するための工事費を補正するものです。

3款1項8目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費18節負担金補助及び交付金1,500万円の増額は、令和4年度の課税状況確定により、6月補正時点での見込み対象世帯より不足が生じる150世帯分を増額計上しているものです。それに併せ、郵便料、振込手数料をそれぞれ補正しております。

20ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費、3款2項2目児童運営費、3款2項4目ひとり親家庭福祉費、続いて21ページです。3款2項5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、3款3項1目生活保護総務費の22節償還金利子及び割引料につきましては、令和3年度事業費確定により各事業の超過交付の返還金となります。

22ページをご覧ください。

4款1項2目母子保健事業費18節負担金補助及び交付金94万8,000円の増額は、HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した方で既に自費で接種を受けた方、また、県外で接種した場合に対して実費に相当する額を補助するものです。

4款1項3目成人保健事業費1億4,312万4,000円の増額は、1節から23ページの13節までは、今後のオミクロン対応株ワクチン接種に向けた体制整備及び実施経費として7,355万6,000円、22節償還金利子及び割引料については、令和3年度事業確定により負担金、補助金の返還金として6,956万8,000円を増額補正するものです。

4款1項5目保健センター管理費14節工事請負費150万円は、スマイルの排煙装置交換工事として増額補正するものです。

24ページをご覧ください。

4款2項2目環境プラザ運営費10節修繕料130万円は、環境プラザ内で使用する什器及び計測装置等の修繕に係る費用となっております。

一つ訂正を申し上げます。先ほど3款1項4目12節委託料につきまして、地域包括支援センターシステム更新委託料を「45万1,000円」と説明いたしましたが、ここは「451万円」と訂正いたします。（該当箇所訂正済み）

以上で補足説明は終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、農林水産部関係の主なものについて補足説明をいたします。

補正予算書25ページをご覧ください。

歳出です。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費17節備品購入費15万5,000円は、タブレット端末5台分の

購入費です。これは、国の事業として農地利用最適化推進委員数の2分の1の台数を購入するものです。主に農地利用状況調査に活用され、農地利用最適化など農業委員会活動の強化が期待されるものです。財源として歳入の県補助金に同額を計上しております。

続きまして、2目農業総務費10節需用費、修繕料30万円は、都市農村交流センターの修繕料です。センター屋根からの落雪による浴室ボイラー排気筒の破損を防止するため、屋根に雪止めを設置するものです。

続きまして、3目農業振興費18節負担金補助及び交付金5,860万円についてです。一次産業支援事業、農業支援金5,698万4,000円は、コロナ禍による農産物の価格下落及び物価高等の影響を受ける農業者を支援し、事業の継続を図るものです。令和3年の農業収入によって2万円から72万円を交付するものです。

その下、県産米品質向上支援事業費補助金101万6,000円は、県産米の品質向上に必要な機械等の導入を支援するものです。補助率は県2分の1です。対象は認定農業者1件で、導入する機械は色彩選別機1台です。財源として歳入の県補助金に同額を計上しております。

その下、未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金60万円は、地域資源を活用した農山村地域の活性化を目指すプランの策定を支援するものです。補助率は県2分の1、市2分の1です。財源として歳入の県補助金に30万円を計上しております。

続きましてその下、5目畜産業費18節比内地鶏緊急出荷対策助成金3万円は、食肉加工業者の倒産によって新たに県北の業者に出荷したことで増大した輸送費の一部を助成するものです。対象は1件で、市の補助率は掛かり増し分の15%です。JA秋田しんせい、由利本荘市と協調して助成するものです。

続きまして、26ページをご覧ください。

中段です。2項林業費4目森林病虫害等防除対策事業費12節委託料、松くい虫被害木抜倒駆除委託料700万円は、危険とみられる被害木が相当数増えており、緊急な処理を必要とするから増額補正するものです。

続きましてその下、3項水産業費2目水産振興費18節負担金補助及び交付金1,731万円についてです。農業支援金と同様の理由で漁業者を支援し、事業の継続を図るものです。漁業（一般）支援金1,401万円は、令和3年の漁業収入によって2万円から50万円を交付するものです。その下、漁業（燃油）支援金330万円は、燃油高騰対策に特化した支援で、国の漁業経営セーフティネット構築事業に加入している漁業者を対象に、令和4年分の積立金全額を助成するものです。

なお、さきにご説明した農業支援金とこの漁業支援金は、国の地方創生臨時交付金を財源としており、歳入の国庫補助金8,785万1,000円の内数として7,493万円を計上しております。

農林水産部関係の補足説明は以上です。

- 議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。
- 商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、商工観光部関係の補足説明をいたします。

補正予算書10ページをお開き願います。

一番上段になります。歳入です。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 4 目商工費国庫補助金、説明欄の地方創生拠点整備交付金 4 億506万9,000円です。道の駅象潟ねむの丘エリアにアウトドアアクティビティ拠点施設を建設するための工事費用に対して、国の地方創生拠点整備交付金が採択となったことから計上いたすものです。補助割合は2分の1です。歳出の観光総務費に工事請負費 8 億1,013万9,000円を計上いたしております。

続いて歳出です。

補正予算書27ページをお開き願います。

上の方になります。7款 1 項商工費 2 目商工振興費18節負担金補助及び交付金125万円のうち、説明欄 2 行目、創業チャレンジ補助金100万円は、市内で新たに創業を目指す方を対象に、開業時に必要な設備費用等の2分の1、50万円を上限に助成するものです。当初予算で250万円を計上いたしておりましたが、さらに2件の追加見込みが生じたことから100万円を補正するものです。

続いて、同じ27ページの下の方になります。7款 2 項観光費 1 目観光総務費12節委託料のうち、説明欄 1 行目、アウトドア拠点施設建設工事監理委託料1,340万円は、道の駅象潟ねむの丘エリア内に計画しているアウトドア用品の製造販売等を手がける株式会社モンベルの直営店を兼ね備えたアウトドアアクティビティ拠点施設整備のうち、建物建設工事に必要な管理委託料でございます。

続いて、28ページ一番上の欄になります。14節工事請負費 8 億1,013万9,000円は、アウトドアアクティビティ拠点施設の建設工事費です。建物は鉄骨造一部 2 階建て、延べ床面積約1,820平方メートル、550坪ほどでございます。現在のところ、10月末の入札の後、工期は令和 5 年12月末までの計画でございます。参考資料としてパソコンの方に、ファイル名「議案第74号資料 拠点施設工事関連」の中に、建物のパーツや平面図等を資料として配信いたしておりますので、後ほどご確認願います。

続いて、21節補償補填及び賠償金の補償金495万円は、アウトドアアクティビティ拠点施設整備に伴う電柱等の移転補償費です。

続いて、36ページをお開き願います。

10款教育費 5 項保健体育費、中ほどの 3 目屋外運動施設管理費のうち14節工事請負費2,350万円のうち主なものは、象潟運動広場、いわゆる鳥屋森球場の改修工事費です。トイレの建て替えやフィールド内の土の入れ替えなどを予定しております。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、建設部に関することは建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 続きまして、建設部関係の補足説明をいたします。

最初に歳入です。

補正予算書11ページをご覧ください。

15款 3 項 6 目 2 節県支出金、土木費委託金、道路橋梁委託金699万円の増額は、県道の除雪委託金でございます。

次に歳出です。

補正予算書30ページをご覧ください。

一番上になります。8款2項3目12節道路橋梁新設改良費、委託金1,250万円の増額は、天ヶ町・塚田2号線の歩道整備の測量設計となります。

次の欄、5目除雪費の1億5,397万6,000円の増額は、今期の除雪作業に係る経費として、直営作業員6名、季節採用者10名、計16名の会計年度任用職員報酬1,013万6,000円、凍結防止剤やスノーポールなどの消耗品として900万円、除雪車両の燃料費として1,171万9,000円、消雪パイプ、ロードヒーティングの運転に係る電気及びガス代金として光熱水費に214万8,000円、除雪車両の車検や特定自主点検及び作業中の故障に対応するための修繕料として2,000万円、除雪業務の委託料として1億円、除雪作業のダンプリース代金として使用料及び貸借料に54万9,000円などを補正計上しております。

次の欄、8款4項1目都市計画総務費27節繰出金471万7,000円の減額は、公共下水道事業特別会計の収支調整により補正するものでございます。

次に、37ページをご覧ください。

11款1項1目12節災害復旧費、委託費350万円は、山根館線道路復旧測量設計業務として計上しております。

建設部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（阿部光弥君） 消防に関する補足説明をいたします。

予算書は31ページをご覧ください。

9款消防費1項1目常備消防費10節消耗品55万円は、救急関連として新型コロナ感染症に関連した救急搬送時に使用するアイソレーター用フードカバー購入費15万円、機械関係としまして水槽車用冬タイヤつきホイール購入費40万円であります。12節委託料120万7,000円は、令和3年度で予定しておりましたが、ワクチン不足により実施を延期しておりました消防職員のおたふく風邪予防接種委託料20万7,000円及び令和5年度で完了予定の高機能消防指令センター等更新事業の設計委託料100万円であります。

消防に関する補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） 教育委員会関連の補足説明を申し上げます。

歳出について、32ページです。

10款1項2目事務局費7節報償費124万2,000円及び8節旅費、11節役務費の合計額130万円の増額は、学校環境適正化検討委員会の設置運営に係る事業費として、委員30名に対する実施回数5回分の謝礼と交通費、アンケート郵送料となります。

同じく32ページです。

10款1項5目教育研究所費17節備品購入費300万円及び10節需用費、13節使用料及び貸借料の合計額311万7,000円の増額は、令和5年度4月、にかほ市総合福祉交流センタースマイル内に開設予定の不登校児童生徒を支援する教育支援センター適応教室の準備に係る費用であります。備品は、事務用机、椅子、収納庫、指導者用ノートパソコン、加湿空気清浄機、その他事務用品一式の購入費

用になります。

次に、34ページです。

10款4項2目仁賀保公民館費11節役務費、通信運搬費15万7,000円と14節工事請負費95万1,000円は、全館内にフリーWi-Fi環境を整備するものであります。整備費には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するもので、10款4項4目象潟公民館費と10款4項5目図書館費こびあにも予算書のとおり、それぞれ通信運搬費とWi-Fi環境整備工事費を計上しております。

同じく34ページです。

10款4項5目図書館費14節工事請負費、図書館こびあ大規模改修工事22万7,000円の増額は、改修工事の工期の延長に伴うものです。当初は10月末までの工期予定でしたが、同時進行で工事を進めるJRの工事日程等との調整により、工期が2か月ほど延びる予定となったものです。このため、現場事務所のリース料等102万3,000円の増額が必要となりますが、請負差額などを充て、差額分の22万7,000円を補正計上するものです。

同じく34ページです。

10款4項6目仁賀保勤労青少年ホーム管理費14節工事請負費100万円の増額は、特殊建築物防火設備の点検において、防火シャッター4台に動作不良などが確認されたため改修工事を行うものです。

同じく34ページです。

10款4項7目金浦勤労青少年ホーム管理費10節需用費109万円の増額は、防火排煙設備17万2,000円のほか、屋内消火栓設備、非常用発電機、非常灯などの修繕費用となります。

次に、35ページです。

10款4項9目白瀬南極探検隊記念館管理費7節補償費100万円の増額は、白瀬ルートで南極点到達を目指す冒険家阿部雅龍さんが昨年度に引き続き今年度も挑戦することになり、支援するものです。阿部さんは今年度、植村直己冒険賞を受賞し、これまで以上に注目されており、関連して市のマスコミ取材、貴重な資料の提供などにつながってるところであります。

同じく35ページです。

10款4項10目文化財保護管理費12節委託料105万円のうち文化財調査委託料95万円の増額は、若者支援住宅建築予定地の埋蔵文化財分布調査の結果を受け、必要となった追加分の調査委託料58万7,000円と、天然記念物象潟の指定地において流山の痕跡確認が必要になった地籍調査委託料36万3,000円の合計額であります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第75号及び第76号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第75号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）及び議案第76号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）につきましては、先ほど市長の説明のとおりでありますので、補足説明はございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第77号から第79号までについて、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第77号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入です。

4款1項1目一般会計繰入金471万7,000円の減額は、繰越金の確定により調整するものです。

5款1項1目繰越金1,841万1,000円となります。

7款1項1目下水道事業債990万円は、管路設計に充当するものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳出です。

2款1項1目12節下水道事業費委託料990万円は、若者支援住宅整備に伴う管渠設計業務委託料となります。

3款1項1目と2目22節償還金利子及び割引料1,276万9,000円と14万3,000円は、下水道事業償還金の確定に伴い増額するものでございます。

議案第77号の補正説明は以上となります。

続きまして、議案第78号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

補正予算書6ページをご覧ください。

歳入です。

5款1項1目一般会計繰入金1,153万6,000円の減額は、繰越金の確定により収支調整を行うものです。

6款1項1目繰越金788万8,888円は、繰越金の確定によるものです。

次に歳出です。

補正予算書7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、人事異動等に伴う人件費の調整となります。

補正説明は以上でございます。

続きまして、議案第79号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

補正予算書4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出です。

収入の1款2項2目1節一般会計補助金20万円の増額は、人事異動に伴い児童手当等を補正するものでございます。

支出の1款1項1目、2目及び5目の給与等に関する補正は、人事異動による支出額の補正です。

6ページをご覧ください。

資本的支出についてです。

支出の1款1項1目拡張改良費の給与関係の補正は、人事異動に伴う支出額の補正です。

補足説明は以上でございます。

- 議長（宮崎信一君） これで提案理由の説明を終わります。
所用のため、暫時休憩をいたします。再開を2時25分といたします。

午後2時15分 休 憩

午後2時23分 再 開

- 議長（宮崎信一君） 会議を再開します。
これから議案第60号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑、討論、採決を行います。
本議案は人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑の終了後に採決を行います。
また、質疑には、自己の思いや意見を入れないように注意してください。
議案第60号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終わります。
これから採決を行います。
議案第60号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第60号について、提案された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第60号は、提案された方を適任者と認めることに決定しました。

日程第27、議提第9号事務検査に関する決議についてを議題とします。

提出者の15番森鉄也議員が本日欠席のため、提出者に代わって賛成者の一人である11番佐々木孝二議員に説明を求めます。11番佐々木孝二議員。

【11番（佐々木孝二君）登壇】

- 11番（佐々木孝二君） 本決議について、提出者であります森鉄也議員が本日の会議を欠席のために、賛成者であります私が決議内容を読み上げさせていただきたいと思います。

議提第9号事務検査に関する決議についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年8月24日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員 森鉄也。

賛成者、にかほ市議会議員 佐々木孝二、同じく齋藤光春、同じく菊地衛、同じく佐々木春男、同じく佐々木敏春でございます。

検査の日程については、9月9日金曜日及び土日を挟みまして12日月曜日から14日水曜日までの期間といたします。

各委員会で日程を調整して行っていただきたいと思います。

検査事項は、令和3年度にかほ市一般会計歳入歳出決算に関する事項であります。

検査方法は、関係書類及び計算書の提出を求めています。

また検査は、各一般会計決算特別小委員会に所管事務を付託して行う。

検査の権限として、地方自治法第98条第1項の権限を各一般会計決算特別小委員会に委任いたします。

以上であります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●議長（宮崎信一君） これから議提第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第9号についての質疑を終わります。

次に、議提第9号についての討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。

これから議提第9号事務検査に関する決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第9号事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時29分 散 会
